

【参考 Q&A】よくある地域からの質問〔事業全般〕

事業に関する内容

Q 1. 障害者巡回歯科診療事業の対象者とは？

A 1. 本事業の対象者は、以下に規定しています。

- 一般の歯科診療所で治療困難な障害者（精神障害者も含む）及び一般の歯科診療所では通院が困難な方
 - ・基本的には中度以上の肢体不自由、知的等の障害児・者の歯科診療です。（障害の程度が軽度の方は、通常一般の歯科診療で対応が可能と考えられます。）
 - ・主な対象者という人の具体例は、P10【診療に係る内容】の対象者を見てください。
 - ・障害児も含んでいます。（事業名は「障害者」となっているが、児も含む。）
 - ・いわゆる要介護高齢者も柔軟に対応しています。（全身管理が必要な有病者、認知症等により、一般歯科医院では対応が困難な方）
 - ・平成18年度から一般歯科診療所で診療困難な精神障害者にも対応を行うことになりました。対象者は、障害児・者に準じた考え方とします。

Q 2. 診療拠点に係る経費（光熱費や駐車場）の負担はどかがするのか？

A 2. 本事業では、地域の歯科医療体制の確保の一環として障害児・者の歯科医療確保を県が行っています。したがって、市町等の公共機関や障害福祉サービスを提供する施設や事業所の協力がなく成り立ちません。つまり、協力が得られない地域に巡回歯科診療車による巡回拠点を設けることができず、ひいては市町では住民サービスができないことに繋がります。

また、診療拠点になるということで、身近な場所で住民の歯科医療の恩恵も受けられます。施設等については、自施設の対象者に対して利便よく歯科医療を受けることができます。

このようなことから、巡回拠点地となる施設は、公的な役割として診療拠点に係る経費（光熱費や駐車場など）の負担をお願いします。

Q 3. この地区を定期的に巡回できないのか？

A 3. できるだけ、定期的に巡回を行いたいと思いますが、専門医が1名で現在平均週1回の診療では物理的に短期間で、県下を順番に巡回はできません。

今後、障害者歯科協力医制度の活用や事業方法の工夫等により、関係機関のご協力を仰ぎ、できるだけご要望に応じていく努力をしたいと思います。

Q 4. いわゆる専門的治療とは？

A 4. 障害児・者は、不随運動や全身疾患を有することが多く、全身管理下の治療など専門性が必要となります。詳細は、P10【診療に係る内容】に記載しています。

診療申し込みに関する内容

Q 1. 申し込みはどこにすればよいのか？

A 1. 【巡回診療拠点での受診】

<施設利用者の方>

歯科巡回診療申込書を施設で取りまとめて、「口腔保健センター」へ提出してください。

<在宅の方>

歯科巡回申込書を「市町窓口」へ提出してください。

※市町で取りまとめて口腔保健センターへ申し込む

【佐世保診療拠点（にじいろ）での受診】

<施設利用者の方>

歯科巡回診療申込書を施設で取りまとめて、「佐世保地域歯科医療連携室」へ提出してください。

<在宅の方>

歯科巡回申込書を「佐世保地域歯科医療連携室」へ提出してください。

※特別支援学校の方

- ・特別支援学校からの周知については、ご協力をお願いします。
- ・特別支援学校の児童・生徒の申し込みは、原則、在宅の方と同じです。

Q 2. 受診の申込みは、いつまでにしなければならないのか？

A 2. 障害児・者の治療の必要性は、一般の歯科医院では対応が困難であったり口腔内疾患を放置されている場合が多く、また、自己管理が困難なことから既に口腔内疾患が発症していて、治療が必要と分かっている（考えられる）場合が多いと推察されます。

また、障害児・者の治療は、一般の治療よりも時間がかかるので、当該地域での巡回歯科診療期間中になるべく多くの方の治療を完了するためにも状況を把握する必要があります。

このような理由から専門的な治療が中途にならず、効率よく診療を行うため、各地区の申し込み締め切り期日まで(約 1 か月前)に申込みをお願いしています。(期日は口腔保健センターへご確認ください)

なお、急患は、もちろんこの限りではありません。随時受付をしますが、期間的な理由から応急的な処置のみの対応となる場合があります。

Q 3. 受診時間の予約はできるのか？

A 3. 予約は可能です。(ただし、他の患者さんとの兼ね合いもありますので、予約時間が決まりましたら口腔保健センター又は佐世保地域歯科医療連携室からご連絡いたします)

診療に関する内容

Q 1. 障害福祉サービスを提供する施設や事業所からの受診の申込みは、全ての施設が取りまとめをして口腔保健センター等に申込みをしなければならないのか？

A 1. ①「障害福祉サービスを提供する施設や事業所」についての説明

「施設」というと本事業の場合、これまでの経緯から「障害者支援施設や居住支援サービス」を指す場合が多いと考えられます（本書では入所施設等といいます）。そのため、本事業及び本マニュアルでは新体系の区分される施設・事業全般を「障害福祉サービスを提供する施設や事業所」とし、総じて「施設等」とも略しています。

②口腔保健センター等への申込みを取りまとめる施設等とは、

障害者自立支援法の改正により新体系となり、「日中の活動の場」と「住まいの場」に編成が行われました。「日中の活動の場」とは、療養介護施設、生活介護施設、自立訓練施設、就労移行支援施設、就労継続支援施設、地域活動支援センター、児童発達支援センター、医療型児童発達支援施設、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設であり、「住まいの場」とは、施設入所支援施設、居宅支援（ケアホーム、グループホーム、福祉ホーム）となるため、取りまとめていただく施設等とは、新体系の区分でいう「住まいの場」に属する施設等にお願いしたいと考えています。

日中の活動の場に属する施設等についても、可能ならばできるだけ取りまとめのご協力をお願いするとともに、取りまとめが困難な場合は、特に在宅の方の保護者にも巡回歯科診療について周知していただき、保護者を通じて市町の保健福祉担当窓口で申込みを行ってください。

Q 2. 往診は可能か？又は地元歯科医院で往診を行っているか。

A 2. 巡回診療での往診はできません。地元歯科医院による往診は地域協力医にご相談ください。

※往診とは、要介護者等自宅から移動ができない人を対象としていて、主に往診用器材（ポータブルユニット）でいわゆる応急的な処置や義歯修理などの治療を行うことを言い、ここでの障害児・者歯科診療と混同されている場合が多いと思います。

障害児・者は、通常付き添いがあれば来院することは可能であるが、障害児・者の多くが有病者（全身疾患を伴っている）であること、歯科医院側の設備や専門性が必要であることから、一般歯科医院では治療が困難であることが多いと思います。

本巡回歯科診療は、障害児・者の専門治療という位置づけで行っているため、いわゆる一般的に往診といわれる内容とは異なることをご理解ください。

Q 3. 検診だけでも良いのか？又は治療が必要かわからない。

A 3. 前述（A 2）でも説明しましたが、障害児・者の多くは、自己管理ができない場合が多く、障害を持っていない方よりもリスクは高く、既に口腔疾患の発症がある可能性がありますので、できるだけ受診を勧めてください。

また、「障害者巡回歯科診療」では、検診をして歯科治療が必要かどうかや専門治療又は協力医への紹介などのスクリーニングを担当医が判断しますので、治療が必要な方かどうかは素人判断をしないでとりあえず受診してください。

Q 4. 保険診療以外（自由診療）も行えるのか？

A 4. 本県の歯科医療体制において、社会保険で認められている歯科医療を行っているので自由診療は行っていません。

Q 5. 治療は、どの程度までしてもらえるのか？

A 5. 巡回歯科の専門医が基本的に治療完結まで行います。ただし、治療が終了しない場合や、治療終了後の定期管理については地元の協力医に治療方針・計画等の引継や紹介を行いますので、安心して受診してください。

Q 6. 診療時間は？

A 6. 診療時間は地域によって異なります。診療日の開始の予定時間は大体決まっていますので、事前に口腔保健センターへお尋ねして頂くか又は案内チラシなどでご確認ください。

診療費用に関する内容

Q 7. 診療の費用はどのくらいかかるのか？

A 7. 本歯科診療は一般の歯科診療と同様に費用がかかります。また、検診のみの希望でも費用がかかります。

Q 8. 施設入所者の場合の治療費の支払いについて。個々人の年金通帳からおろして持参することになりとても面倒。1か月分まとめて請求書払いにしてもらえないか？

A 8. 治療費は原則現金払いとなっていますが、施設入所者の場合は1か月分まとめてお支払いされても構いません。

*施設におかれましては集団で受診される場合が多いため、長崎県口腔保健センターとしてもまとめていただいた方が事務の混雑を回避でき、スムーズに診療ができます。

その他に関する内容

Q 1. 県（国保・健康増進課）の周知はどこまでしているのか？

A 1. 県（国保・健康増進課）では、関係機関へ年間計画の周知方法の他に、ホームページ上で周知を図っています。

なお、H18年度から精神障害者関係の施設等にも周知しています。

平成 H19 年度からは、従来の通知先に準じて、施設等（障害福祉サービスを提供する施設や事業所）に通知しています。（当該年度に県障害福祉課で把握している施設等への周知・通知先はを参照のこと）H27 年度からは障害福祉関係団体や回復期リハビリテーション病院にも周知しています。

Q 2. 周知方法はどのようなものがあるか？又は効果のある方法は？

A 2. かつて、地域の特性を活かそうとして上五島保健所で地元新聞社と連携し周知を図って、潜在ニーズを掘り起こしたことがあります。また、県北保健所では、今後の周知方法の検討のため受診者に直接聞き取り調査を実施したこともあります。

これは一例ですが、様々な工夫を凝らし、積極的に地域特性を考慮して効果ある周知方法を検討していただきたいと思います。

(一般周知例)

- 市・町広報や町内放送、町内ケーブルテレビ、回覧板等のメディア媒体でお知らせ
- 地域で作成したリーフレットの配布による周知
- 対象者へ電話等で直接呼びかけ
- 民生委員等を活用し、町会レベルでの個別呼びかけを行う
- 案内チラシを配布して周知を図る（巻末参照）

等々

Q 3. 町を越えての移送（又は搬送）は、町の許可がないとできない。（社会福祉協議会）

A 3. 病院等移送については、町から委託されている移送（付き添い）サービスがあります。巡回歯科診療も同じ考えで利用をお願いしているところです。

Q 4. 市町スタッフ（保健師等）の協力はどこまで必要か？他の事業で協力が困難な場合がある。

A 4. 受診者は障害を持たれているため、施設に入所されている方、在宅の方に限らず必ず付き添いの方が必要となりますので、利用者には留意いただき、市町の福祉サービスに応じて判断して頂きたいと考えています。

*以前、市町のスタッフ（主に保健師）の方への付き添いは、受診当日の健康状態の聞き取り（血圧測定含む）を目的としてお願いしていました。

現在は、市町にお住まいの障害を持たれている方の口腔状態（実態）を、市町のスタッフの方にも把握していただくためにご協力をお願いしています。できる限り地域の福祉サービスのため、本事業についてご理解、ご配慮をお願いします。